

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 本田小川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>○四番地三地先まで</p>	<p>比企郡小川町大字下横田字経塚八〇七番地三地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>二二・一一〇三四・〇三</p>	<p>三一・五〇〇三四・〇三</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五一・七〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>道路改築事業による。</p>		<p>備考</p>